

## 霧島市競争入札心得

### (目的)

第1 霧島市(上下水道部を含む。)の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、霧島市契約規則(平成17年霧島市規則第63号。以下、「契約規則」という。)、霧島市財務規則(平成17年霧島市規則第52号。以下「財務規則」という。)、建設工事執行規程その他法令等で定めるもののほか、入札参加者は、霧島市競争入札心得(以下「心得」という。)の内容を十分に理解して入札に参加してください。

### (入札保証金)

第2 工事請負、業務委託その他請負契約の入札保証金は、原則として契約規則第6条第2号の規定により免除します。

### (入札公告等、業務内容及び契約約款の確認)

第3 入札参加者は、入札公告、仕様書、図面及び現場等を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件などを十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。

入札案件に疑義があるときは、公告等に記載されている期限内に質問書(案件名、社名、電話・FAX番号等を記載したもの。)を提出してください。当該質問への対応は、原則として鹿児島県電子入札システムポータルサイトに掲載します。

2 入札参加者は、入札書を指定した日時までに所定の方法で提出しなければなりません。

入札書の提出期限及び方法については、案件ごとに公告等によりお知らせします。

3 電子入札システムにより入札参加する場合には、入札書は、その入力画面で作成し、公告等で示した時刻までに電子入札システムにより提出してください。

### (入札の辞退)

第4 入札参加者は、開札前までは、いつでも入札を辞退することができます。入札辞退については、入札方式により取扱いが変わりますのでご注意ください。

なお、入札辞退が認められた方が、その辞退を理由として不利益な扱いを受けることはありません。

(1) 電子入札案件の場合は、電子入札システムで辞退の届出をしてください。辞退届の処理は、入札書の送付後であっても、入札書の送付期限までは行うことができます。なお、入札書の送付後の辞退については、契約担当者の承諾を得て辞退届書により届け出てください。

(2) 郵便入札の案件の場合は、辞退届書を提出してください。辞退届の書式については、霧島市ホームページの入札辞退届書(第5号様式)をダウンロードのうえ、使用してください。

(3) FAXで辞退届書を提出するときは、一旦FAXで辞退届書を送信し、その後に必ず原本を持参してください。

2 入札期間を超過し入札書(電子入札を含む。)が未到着の場合は、当該入札を棄権し

たものとして取り扱います。

- 3 入札参加者が1者になったときは、入札の執行を中止することがあります。
- 4 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回のいずれもすることはできません。

(公正な入札の確保)

- 第5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等その他関係法令に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 4 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、誓約書の徴取を行うことがあります。
- 5 前項の談合情報の信憑性があると認められるときは、公正取引委員会へ通報のうえ、入札を中止します。
- 6 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約者から契約金額の100分の10に相当する額を賠償金として徴します。なお、契約履行後に入札談合の事実があったと認められるときにおいても同様です。

(入札の中止等)

- 第6 霧島市総務部工事契約検査課長が、次のいずれかに該当すると認めたときは、入札を延期又は中止することがあります。
  - (1) 談合等、不正行為の事実がある場合又は恐れのある場合
  - (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
  - (3) 入札参加者がいない場合
  - (4) 公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合
  - (5) その他適正な入札の執行ができない恐れがある場合

(入札の無効)

- 第7 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とします。
  - (1) 法令及び契約規則に違反したとき
  - (2) 入札に参加する資格がない者がしたもの
  - (3) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたいもの
  - (4) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札又は氏名の下に押印がないもの
  - (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札及び入札金額の頭初に「¥記号または一金」の文字の記載がしてない入札
  - (6) 入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの

- (7) 2人以上を代理する者が入札したもの
- (8) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- (9) 封筒が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- (10) 入札参加申込書を提出していない者がした入札及び入札参加申込書に押印をしていない者がした入札
- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (12) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないもの又は糊代、継目の全てに封かん印がないもの
- (13) 郵送された封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札
- (14) 入札書に記入押印のないもの（電子入札案件にあつては、記入押印に相当する電磁的記録がないとき）
- (15) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
- (16) 一般競争入札（総合評価方式によるものも含む）、指名競争入札、公募型指名競争入札の場合において、工事名及び工事場所等が入札案件と著しく相違する入札例）工区で分割発注している場合に工区名が誤っている、内訳書の日付の著しい誤り、継続事業で年度が特定できないなど
- (17) 本入札において予定価格10%未満の額の入札書は、桁間違いによる錯誤とみなし無効とする。
- (18) 予定価格を事前に公表した入札で入札書比較価格を超える入札書は、無効とする。
- (19) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (20) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

（入札書等の取り扱い）

第8 提出された入札書は、開札前も含め返却することはできません。入札参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合、又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

2 入札書に記載された金額の100分の100分の110に相当する金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額を以って申込みがあったものとみなします。

（開札立会人）

第9 開札立会人は、郵便入札の場合は、霧島市郵便入札実施要綱第11条の規定により電子入札の場合は、霧島市電子入札運営要領第16条第1項の規定による。

(落札者の決定)

第 10 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、最低制限価格を設けた場合の入札では、最低制限価格を下回る価格で応札したときの入札書は落札外となります。

2 最低制限価格は、固定型最低制限価格によります。

(入札回数及び再度入札)

第 11 入札の回数は、工事請負契約で予定価格を事前に公表している場合は 1 回とし、工事請負契約及び委託契約で予定価格を事後公表としている場合は 2 回までとします。

2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での応札ないときは、参加資格要件等を見直し再発注するものとします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 12 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、原則として開札当日に、電子入札の場合は電子入札システムによる抽選、会場入札の場合は当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定します。  
なお、くじ引きを辞退することはできません。

2 都合により来庁できない事業者またはくじ引きに応じない事業者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行います。その結果に対して異議の申し立てはできません。

(契約保証金)

第 13 落札者は、契約を締結する際には契約規則第 35 条に規定する契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上)を納付しなければなりません。ただし、設計金額が 130 万円以下の契約を締結する場合で、契約規則第 37 条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

2 金銭的保証では履行保証として十分でないため役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証(かし担保特約をしたものに限る。)で、契約保証金は、契約金額の 100 分の 30 以上となります。

(契約書案の提出)

第 14 契約書を作成する場合において、落札者は、市長が締結の時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から 7 日以内(最終日が霧島市の休日を定める条例(平成 17 年霧島市条例第 2 号)第 1 条第 1 項の規定に定める休日の場合は、その翌日)に契約書案を提出してください。ただし、契約担当者が延期する特別な理由があると認められた場合は、さらに 5 日間延長することができます。

2 落札者が前項の期間内に契約書案を提出しないときは、落札者は、そ

の契約を締結する意思がないものとみなします。

- 3 前項の場合および落札者が契約を辞退した場合には、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）第3条別表第2の（14）の規定を適用します。
- 4 議会の議決を要する契約では、仮契約書により仮契約を行います。この契約は、議会で可決されたときは、自動的に本契約となります。
- 5 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を提出してください。

（異議の申立）

- 第15 応札した者は、入札後この心得、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第16 現場代理人は、技術職員名簿及び技術職員以外の職員名簿（霧島市入札参加資格審査申請書の一部で雇用が確認できる証明書等を添付したもの）に記載された者で、当該契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行わなければなりません。技術職員名簿及び技術職員以外の名簿について常に最新のものとなるよう、職員の増減等変更がある場合は遅滞無く変更届を提出してください。

また、現場代理人の兼任については、本市の現場代理人の兼任に関する運用試行要領のとおりとします。

- 2 請け負った建設工事現場に置く主任技術者及び監理技術者は、建設業法第26条、26条の2及び26条の3に規定する者でなければなりません。